

## 山口家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日時 平成28年5月23日（月）午後2時
- 2 場所 山口家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
  - (1) 山口家庭裁判所委員会委員（五十音順，敬称略）

小杉考司，小西義博，酒井博史，澤村有利生，寺田徹郎，中田克之，平川惠美子，廣田智子，山口正之，山田貴之，芳沢重雄
  - (2) オブザーバー  
飯富事務局長，加藤首席書記官，津山次席家庭裁判所調査官
- 4 議事の概要
  - (1) 自己紹介（廣田委員，平川委員，芳沢委員，小西委員）
  - (2) 委員長選任  
小西委員が委員長に選任された。
  - (3) 新委員長挨拶（小西委員長）
  - (4) 報告「前回の山口家庭裁判所委員会での意見を踏まえた検討結果について」（古川総務課長）
  - (5) 意見交換「後見監督の在り方について」
    - ア プレゼンテーション  
「成年後見制度，後見開始等事件数の現状及び後見人の不正防止に関して」（DVD視聴，金子主任書記官）
    - イ 意見交換  
意見交換の要旨は別紙のとおり
  - (6) 次回の意見交換のテーマ及び開催日について  
次回の意見交換のテーマ及び開催日は，山口地方裁判所委員会との合同開催を含め，追って決定することとなった。

(別紙)

### 「後見監督の在り方について」に関する意見交換の要旨

(発言者：◎委員長，○委員，△裁判所)

- ◎ 当庁では、今後も継続的に増加が見込まれる後見監督事件を適切に処理するために、後見人ハンドブックを作成することとした。適切な監督事務を行っていただくには、法律に詳しくない方にも後見人の役割を正確に理解していただくことが前提となるが、このハンドブックを読まれて分かりにくいと感じた点などがあれば聞かせていただきたい。
- 後見人が裁判所に報告書を提出する際の記載例については、具体的に、なるべく多くの種類を事例として挙げた方がよい。後見人ハンドブックに限らず、一般的に、書類を作成する際には事例集などを参考にすることが多いが、事例がたくさんあった方が書類の作成がスムーズにできると思う。特に、報告内容に具体的な記載が必要になってくる事項については、記載例を増やしたり、設題及び回答の種類を増やした方がよいと思われる。
- どのようにハンドブックを使うかにもよるが、後見人にもいろいろな人がいると思う。例えば、言葉の意味が分からない、漢字が読めないという人もいるかもしれない。裁判所事務官等から説明を加えてから渡すのであればよいが、ただ交付して、読んで理解してくださいというには難しすぎる内容だと思う。
- DVDを視聴したが、その中で、後見人には重い責任を負う覚悟が必要だというフレーズがあった。これが成年後見制度が普及しない原因かなと思った。また、ハンドブックを読んでも、後見人が書類を書くのも難しいと感じた。
- ◎ 後見人の事務の理解を深めるため、ハンドブック以外のツール等のアイデアを持っている委員はいるか。後見人に重い責任があることはそのとおりだが、それを理解してもらうことを目的として、裁判所から後見人にハンドブックを交付した場合、後見人が事務を行うのは難しいと思われるか。
- ハンドブックの中の文章や漢字が難しいと感じた。法律に詳しくない一般の方

は、全部を見るのに抵抗があると思う。パンフレットのように、文字だけでなく、図やフローチャートがあると分かりやすくなるのではないかと思う。また、後見人の責任が重いことは理解できるが、不正防止について、ハンドブックの最初に、赤字で損害賠償や刑事責任のことが書かれているが、法律に詳しくない一般の方はすごく怖く感じると思う。後見人としてこういうことをしていれば大丈夫です、と安心させるような言葉があるとよいと思う。

- 記載例の中で、通帳の写しを報告書の添付書類として求めているところがあるが、具体的に、誰の通帳の、どの部分の写しを添付すればよいのかが分かりにくい。また、記載例や添付してもらいたい資料を示す際には、「等」の文言はあまり使わずに、説明も長くなりすぎずに端的に具体的に示した方が分かりやすくなると感じた。
- ◎ 裁判所が想定している、ハンドブックの具体的な使い方の説明をしてください。
- △ 新しく後見人に選任される方には、審判がなされる前に、裁判所書記官から、後見人の報告事務について面前で説明を行っている。後見人から報告をしてもらうためには一定の報告書の様式等が後見人の手元に必要となるため、一斉説明会に代えるものとして、後見人にハンドブックを交付している。
- ◎ 裁判所としては、後見人の不正防止のための監督の在り方という観点から、事案に適した後見人の選任、選任時における後見人に対する説明、定期的な監督、後見制度信託の利用に取り組んでいるところである。これ以外の観点又は視点から不正防止に有益と思われるもの、リスク要因等があれば紹介いただきたい。
- 裁判所が考えている観点等は当然として、それに加えて、就任してからの経験年数、時間の経過がリスク要因となる。これは、親族後見人、専門職後見人にかかわらずである。後見人という職務に限らず、不正ができる役職、立場にある者は、最初から不正を行う人は少なく、やっていくうちに業務に慣れてくると、偽造、隠匿が行われたり、不正額が大きくなったり、不正の手口が巧妙になってくるものである。これを防止するためには、例えば、抜き打ちで報告を

求めたり、裏取りとして預金口座がある銀行に照会を行ったり、購入物の確認を行うことなどが有効と思われる。ただし、裁判所の人的な面等からして、そこまでの方策ができるかという問題はあると思うが、経験年数、時間の経過はリスク要因として考えるべきと思われる。

- ◎ 裁判所は、不正防止の方策として後見制度支援信託の利用を推進しているところであるが、この制度についてどのように受け止められるか。
- 弁護士会会員からの意見であるが、後見制度支援信託の利用は結構だが日弁連では問題が報告されている。私個人としても、後見制度支援信託については、ネガティブな印象を抱いている。裁判所の判断で一般の銀行預金から信託に回してしまうこと、また、信託後はその出し入れについて裁判所の許可が必要となるが、その際の裁判所の弾力的な運用の可否に疑問があるからである。例えば、若くてある程度の希望や意見が言える被後見人が海外旅行に行きたいという場合、仮に2000万円の財産があるとすれば100万円くらいは旅行費用として使ってもよいのではないかと思う。被後見人の財産保護と、残存能力による被後見人の自立の尊重の考え方のうち、裁判所の運用は、より財産保護の立場に動いている懸念がある。希望を述べる被後見人のためにお金を使えるように、クオリティ・オブ・ライフの観点から極めの細かい裁判所の運用がなされるのであれば後見制度支援信託はよいと思うが、現状では先ほど述べた理由から懸念がある。
- 後見制度支援信託制度を利用した場合、運用利息等はあるのか。
- △ 投資信託とは異なる制度であり、信託先によって、利息が付くところもある一方、管理報酬が発生するところもある。
- 一般の預金より多くの利息が付くのならば、その点をアピールすればよいのではないか。仮に、後見人が被後見人の相続人であれば、被後見人が亡くなった場合には後見人が相続する財産となるのだから、より多くの利息が付く運用は、アピールできる材料になるのではないか。

- 被後見人が亡くなった場合に相続人である後見人の自己の財産となること，そうであるならばより利益の大きい運用であることがアピールする点になるとの意見が出されたが，裁判所は，被後見人の財産を増やすという目的ではなく，不正防止の目的から後見制度支援信託の運用をしているため，それらを理由にアピールするのは難しいと考える。また，被後見人が亡くなった場合に後見人の自己の財産になるかという点と必ずしもそのようにいえない。後見制度支援信託は，一定の費用を掛けてでも被後見人の財産を保全するという点で行っているのが実情である。
- 社会福祉協議会の法人後見は，山口県内で57件くらいある。不正防止として，裁判所は後見人から年1回の報告を受けるということだが，1回よりは2回，3回の方がよいのは当然である。この点で，社会福祉協議会と家庭裁判所との役割分担ができればよりよい方向になっていくと思われる。中間的な支援組織の関わりがあればよりよくなっていくと思う。
- ◎ 裁判所としては，不正防止策として，後見制度支援信託は方策の一つと考えているが，それがすべてではないという理解に立っている。

以 上